

公共サービス改革法に基づく「内閣府LAN（共通システム）における  
運用管理業務一式」の落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき民間競争入札を行った「内閣府LAN（共通システム）における運用管理業務」（以下「本業務」という。）について、法第15条で準用する法第13条第3項及び法第20条第2項で求められる事項を公表する。

**1. 契約の相手方（落札者）の名称、本店所在地及び代表者の氏名**

株式会社富士通エフサス  
東京都中央区銀座7-16-12  
代表取締役社長 今井 幸隆

**2. 契約金額（落札金額）**

409,536,000円（税込み）

**3. 本業務の実施期間**

平成27年1月1日から平成30年12月31日

**4. 落札者の決定の理由**

「内閣府LAN（共通システム）における運用管理業務の民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（2者）から提出のあった提案書について、評価委員10名により審査した結果、必須項目を満たしていたため、技術点（加点）評価を行った。入札価格については、平成26年10月8日に開札したところ、予定価格の制限の範囲内で提示された。技術点と価格点の合計である総合評価点の最も高かった上記1の者を落札者と決定した。

**【落札者の総合評価点】**

573,930点

※ 総合評価点（満点2,000点）＝技術点（満点1,000点）＋価格点（満点1,000点）

**5. 契約に係る本業務の質の維持向上に関する措置を含む本業務の具体的な実施体制及び**

## 実施方法の概要

落札者における本業務の実施体制は、運用業務統括責任者1名、運用業務統マネージャ1名、LAN運用グループ6名、Web運用グループ3名により構成される。

公共サービスの質の維持向上を図るため、調達仕様書に、責任者を含む各要員に必要な要件を定め、当府において、要員の交代の必要があると判断したときは、落札者に通知の上、交代させるものとする。

## 6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 本業務の内容

本業務の詳細な内容は、実施要項の2(1)ウ「運用管理業務の内容」のとおりである。

### (2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

#### ア 業務内容

実施要項の2(1)ウ「運用管理業務の内容」に示す運用管理業務を適切に実施する。

#### イ ヘルプデスク利用者アンケート調査結果

業務開始後、年に1回の割合でユーザ（ヘルプデスクを利用する者等）に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア（75点以上）を維持する。

- ・ 問合せから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「やや満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、4項目それぞれの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

#### ウ 運用・保守要領の遵守

次期システムの利用者からのクレームを以下の件数に抑えること。

- ・ 重大なクレーム（業務の多大な影響を与えるもの）：四半期に1回以下
- ・ 軽微なクレーム（業務には影響のないもの）：月に1回以下

#### エ 不正アクセス・検知報告時間

担当者が不正アクセス・検知の事象を確認した場合、又は他の調達事業者からの情報を基に第一報を入れるまでに要する時間で、すべて60分以内を実施する。報告時間は以下のとおり。

- ・ 報告時間＝（第一報の報告実施時刻）－（不正アクセスの確認時刻）

#### オ IPv6接続テスト端末セキュリティパッチ更新頻度

IPv6接続テスト端末に対してセキュリティパッチの検証を行った上、月1回以上の更新を実施すること。

カ ウイルス定義ファイル更新確認頻度

ウイルス対策ソフト配信サーバのパターン更新を1日1回以上確認すること。ウイルス対策ソフトベンダから新たな更新ファイルが提供されていなかった場合は、その旨を確認すること。

キ 障害報告時間

担当者が障害の事象を確認してから第一報を入れるまでに要する時間で、すべて60分以内に実施すること。報告時間は以下のとおり。

- ・ 報告時間 = (第一報の報告実施時刻) - (障害確認時刻)

ク 死活監視頻度

機器の動作に問題がなかったか監視ログを1日1回以上実施すること。

ケ 物理資源監視頻度

CPU 能力やハードディスク容量等の物的資源状況の監視を1日1回以上実施すること。

コ 問合せ平均回答時間

問合せに対する受付から回答までに要する時間で平均60分以内の第一報を入れること。平均回答時間は以下のとおり。

- ・ 平均回答時間 = (問合せの受付から一次回答までの所要時間) / (受付件数)

サ アカウント手続き時間

アカウントの各種申請から作業完了及び申請者への報告まで、3営業日以内に実施すること。

シ 構成情報監視回数

次期システムの構成情報が最新の状態になっていること、内容に問題がないことを確認するため、月1回以上の監視を実施すること。

ス サービスレベルアグリーメント (SLA) の改定

- (ア) 当府及び落札者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- (イ) 当府及び落札者双方が必要と認めた場合

セ サービスレベルアグリーメント (SLA) に係る免責事項

以下の場合、サービスレベルアグリーメント (SLA) の適用外とする。

- (ア) 公共交通機関が麻痺 (まひ) した程度以上の災害による電源供給の停止や通信障害の場合
- (イ) 当府及び他の調達事業者の過失又は故意による障害の場合
- (ウ) 落札者の瑕疵 (かし) によらず障害復旧が行えない場合
- (エ) 落札者の瑕疵 (かし) によらず障害監視が行えない場合
- (オ) 落札者の瑕疵 (かし) によらず障害通知の受信ができない場合
- (カ) 当府及び落札者双方の協議の上で計測の除外とした場合

ソ サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る是正措置

落札者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント（SLM）を組織し、1か月ごとにサービスレベルアグリーメント（SLA）の達成状況の確認を行い、落札者の責による未達成項目がある場合、落札者は以下に示すような措置により達成度合いの向上に努めること。

(ア) 未達成の項目に対する改善策（仕組みや手続きの見直し）を提示し、当府の承認を得た上で対策を講ずること。また、そのために必要となる作業は落札者の負担で行うこと。

(イ) 改善策の実施効果を実施の月より3か月間、1か月ごとの達成状況報告とともに報告し、当府の承認を得ること。

**7. 落札者が、本業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項**

(1) 本業務の落札者が当府に報告すべき事項、当府の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 落札者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、調達仕様書に基づく各種報告書を当府に提出しなければならない。

(イ) 落札者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当府に報告するものとし、当府と落札者が協議するものとする。

(ウ) 落札者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当府から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当府は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、落札者に対し必要な報告を求め、又は当府の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当府の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを落札者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当府は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、落札者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 機密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 落札者は、本業務の実施に際して知り得た当府の情報を、第三者に漏らし、盗

用し、又は受託業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が機密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 落札者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、落札者からの文書による申出を当府が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 落札者は、当府から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 落札者は、当府の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③受託業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥落札者の事業責任者及び受託業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、実施要項の「別紙05 機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当府は、落札者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置

ア 受託業務の開始

落札者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

落札者は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を当府の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

落札者が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、落札者が前項ただし書に基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丁」という。）に債権の譲渡を行い、落札者が当府に対し、民法第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、当府は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

(ア) 当府は、落札者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相

殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(イ) 丁は、譲渡対象債権を本項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(ウ) 当府は、債権譲渡後も、落札者との協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら落札者と丁の間において解決されなければならないこと。

#### ウ 瑕疵（かし）担保責任

(ア) 当府は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵については、引渡し後1年間は、落札者に補修を請求できるものとし、必要な費用は、全て落札者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が落札者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当府は、前項の請求に際し、当該瑕疵（かし）の修正を請求、又は、瑕疵（かし）の修正に代えて損害賠償を請求することができる。

#### エ 再委託

(ア) 落札者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(イ) 本業務の実施に当たり、業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、落札者は、再委託の前に契約書に添付の書式により再委託申請書を当府に提出し、その承認を受けなければならない。変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

(ウ) 落札者は、(イ)により再委託を行う場合には、落札者が当府に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(エ) (イ)及び(ウ)に基づき、落札者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて落札者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、落札者の責に帰すべき事由とみなして、落札者が責任を負うものとする。

#### オ 契約内容の変更

当府及び落札者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

#### カ 契約の解除

当府は、落札者が次のいずれかに該当するときは、落札者に対し受託費の支払を

停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、落札者は当府に対して、受託費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当府の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、落札者は、当府との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合

(ロ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき

#### キ 談合等不正行為

落札者は、談合等の不正行為に関して、当府が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

#### ク 損害賠償

落札者は、落札者の故意又は過失により当府に損害を与えたときは、当府に対し、その損害について賠償する責任を負う。

#### ケ 賠償及び復旧

(ア) 本調達に関連して起きた一切の事故、障害及び諸設備の破損等は、当府の指示に従い、落札者が責任をもって当該設備を修理、修復又は交換を速やかに行うこと。

(イ) 落札者が本調達に違反したことを起因として、当府が損害を被った場合には、当府は落札者に対して損害賠償を請求し、かつ当府が適当と考える必要な処置をとることを請求できる権利を有する。

#### コ 金品等の授受の禁止

落札者は、本業務の実施において、金品等を受け取ることを、又は与えることをしてはならない。

#### サ 記録及び帳簿類の保管

落札者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

## シ 受託業務の引継ぎ

### (ア) 現行事業者からの引継ぎ

落札者は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行事業者から本業務の開始日までに引継ぎに必要な文書を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当府は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行事業者及び落札者に対して必要な協力を行うものとする。

### (イ) 次期の受託者への引継ぎ

本業務の期間満了の際、次期の受託者に対し、次期業務の開始日までに引継ぎに必要な文書を使用し必要な事務引継ぎ（必要な情報の開示を含む）を行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる落札者に発生した経費は、落札者の負担となる。

当府は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、落札者及び次期の受託者に対して必要な協力を行うものとする。

## ス 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当府と落札者との間で協議して解決する。

## 8. 落札者が、本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により落札者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、落札者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 当府が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当府は落札者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当府の責めに帰すべき理由が存する場合は、当府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 落札者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当府の責めに帰すべき理由が存するときは、落札者は当府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。